

しあわせヘルスプラン第2次健康せき21計画の計画期間の延長と次期計画の包含について

「しあわせヘルスプラン第2次健康せき21計画」は、健康増進法第8条第2項の規定に基づく市町村健康増進計画に位置づけられており、関市第5次総合計画を上位計画とし、国の健康日本21（第二次）、第3次ヘルスプランぎふ21などを踏まえつつ、関連諸計画との整合性を図って策定した計画である。

1. 計画期間の延長について

(1) 変更後の計画期間については、以下の表のとおりである。

変更点	変更前	変更後
計画の期間 (第1章第3節)	2014（平成26）年度から 2023（平成35）年度まで の10年間	2014（平成26）年度から 2024（令和6）年度までの 11年間

(2) 計画期間変更の背景については、以下のとおりである。

○健康日本21（第二次）の期間延長について

健康日本21（第二次）においては、健康づくり政策を一体的に進めるため医療計画や介護保険事業計画等の計画期間を一致させることを目的として、当該計画期間を1年間延長することとされた。（健発0804第9号 令和3年8月4日 厚生労働省健康局長発「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件」及び次期健康増進計画策定作業等について（通知））

これを踏まえ、しあわせヘルスプラン第2次健康せき21計画の期間を1年間延長し、令和6年度までの11年間とすることが、関市健康づくり推進協議会（令和3年12月24日開催）において承認された。

2. 次期計画について

次期健康せき21計画は、以下(1)の理由により、本市食育推進基本計画と計画期間を一致させ、一体的に推進することとする。また、包含した計画の策定スケジュールは(2)のとおりである。

(1) 健康せき21計画と関市食育推進基本計画の包含の背景について

- ・健康づくりと食育は関連性が深いことから、一体的な推進によって、更なる食育推進と実効性の強化を図ることができる。
- ・策定年度の統一によって、取り組み評価が一体化でき、事業の相乗効果を図ることができる。上記理由による両計画の統合と開始時期の統一については、関市健康づくり推進協議会（令和3年12月24日開催）において承認された。

(2) 次期計画の策定スケジュール等について

計画名	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～
健康せき21計画	第2次計画				第3次計画
関市食育推進基本計画	第2次計画				
計画の策定スケジュール			市民アンケート等	計画策定	